

高等学校等の入学準備のために（中学3年対象）

返還不要の給付型奨学金です！

令和7年度川崎市高等学校奨学生【入学支度金】募集要項

1 申請基準

次の3つの要件にすべてあてはまる方が申請対象者です。

川崎市外の国公立や私立の中学校に在学する場合も対象です！！

川崎市内に住所を有する
中学3年生 ※1

（申請時点から令和7年1月1日
までの間）

学業成績 評定結果の
平均値が3.5以上

（第3学年前期の全履修科目の
評定結果の5段階評価の平均値）

世帯の合計所得金額が
基準額以内 ※2、3

（令和5年1年間の所得）

次の表は目安であり、世帯の年齢構成などにより申請者ごとに基準額が異なります。対象になるか分からない方は、まずは申請を！！

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
合計所得金額	約241万円	約298万円	約341万円	約388万円	約431万円	約488万円
（総収入）	約368万円	約439万円	約494万円	約552万円	約606万円	約675万円

※1 申請後、令和7年1月1日以前に川崎市外へ転出された場合は、奨学生として採用されません。

また、本奨学金の支給対象となるのは、高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校の高等課程を含む。）に入学する場合です。

※2 世帯に所得のある方が複数いる場合は、それぞれの所得を合算した額となります。

※3 基準額は、平成30年4月1日を基準日として、生活保護法による保護の基準の規定を基に算出します。

2 支給額



進学先	支給額
国・公立の高等学校へ進学する場合	45,000円
私立の高等学校へ進学する場合	70,000円

※令和7年3月下旬に本人又は保護者名義の金融機関口座に振り込みます。



3 受付期間（紙申請・電子申請ともに）

令和6年11月8日（金）から令和6年12月16日（月）まで

オンライン手続きわさき
（e-KAWASAKI）からも
申請ができます！！

- ・郵送の場合は、令和6年12月16日（月）消印有効
- ・持参の場合は、令和6年12月16日（月）17時15分まで

4 審査結果の通知

- ・審査結果については、令和7年2月頃に申請者の自宅へ郵送いたします。
- ・採用が内定しても、高等学校に入学しなかった場合は、入学支度金を返還していただきます。



5 申請方法

不明な点がありましたら、お気軽にお問合せください！！

Step1 提出書類を用意する（必要書類等は次表のとおり）

対象となる申請者	必要な提出書類	注意点等
(1) 紙による申請をする方	奨学資金支給申請書・推薦書【入学支度金用】	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍する学校か市ホームページから入手 ・電子申請は不要
(2) 全申請者	住民票	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者（中学3年生）本人が記載され、3か月以内に発行されたもの（コピー可）
(3) 生活保護世帯の方	被保護証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が記載され、3か月以内に発行されたもの（コピー可）
(4) 児童養護施設入居者・里親に委託されている方	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍証明書 ・児童委託証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー可
(5) (3), (4) 以外で18歳以上の世帯員がいる方	令和6年度市民税・県民税・森林環境税課税額証明書 又は 非課税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・証明書以外の書類（源泉徴収票、特別徴収税額の決定・変更通知書、納税通知書等）は、受付不可。 ・世帯員の中で、18歳以上で学生でない方は、全員証明書が必要（無職の方や扶養に入られている方も必要） ・ただし、配偶者控除を受けられていて、その状況が証明書に記載されている場合は、控除されている配偶者の分の所得証明書は不要（配偶者特別控除とは異なります） ・やむを得ない事情により、課税額証明書・非課税証明書の提出が期限に間に合わない場合は、受付期限までに、紙の申請書だけでも郵送により提出し、証明書を入手後速やかに提出してください。また、証明書の提出が大きく遅れると、審査できず、奨学生として採用できない場合があります。 <p>なお、電子申請は書類がそろっていないと申請できません。</p>

市税事務所、区役所（支所）、行政サービスコーナー等で発行
※マイナンバーカードがあれば、コンビニでも発行可能です！！

電子申請

紙による申請

Step 2 e-KAWASAKI 利用者登録

- ・電子申請を希望する申請者（中学3年生）または保護者等が、事前に「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」の利用者登録
- ・すでに登録済みの方は登録不要
- ・申請受付期間前でも登録可

e-KAWASAKI
利用者登録はこちら



Step 3 電子申請手続

- ・市ホームページ内「電子申請による申込」から、手続方法を確認の上、申請フォームに入力し申請



URL : <https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000111681.html>

Step 2 提出書類を郵送

「Step 1」で用意した提出書類を、**川崎市教育委員会事務局総務部学事課（6 問合せ先）へ郵送（持参も可）**

【注意点】

- ・**学校への成績要件の確認は、学事課から行うため、申請者が学校に申請書を提出する必要はありません。（奨学生推薦書の記載は不要）。**
- ・普通郵便による提出が御心配な場合は、追跡可能な送付方法（簡易書留やレターパック等）を利用
- ・郵送料は申請者負担

6 問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎 5階
川崎市教育委員会事務局総務部学事課 電話 044-200-3267



川崎市高等学校奨学金申請基準（入学支度金）

川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則第6条に規定する、川崎市高等学校奨学金のうち入学支度金の申請の基準については、次のとおり定めることとする。

- 1 受付期間の属する年の前年における、申請者と生計を一にするすべての世帯員に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）の総額が、基準額以下であること。基準額は、平成30年4月1日を基準日として、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の規定に従い、別表の算式により算出した額とする。
- 2 奨学生になることを希望する者の属する世帯が震災、風水害、火災その他これらに類する災害を被った場合は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すること。
 - (1) 被災により、申請者と生計を一にする世帯員（以下「被災世帯員」という。）が、市町村民税の非課税または減免の適用を受けている状況であること。
 - (2) 被災世帯員が、個人事業税の減免の適用を受けている状況であること。
 - (3) 被災世帯員が、固定資産税の減免の適用を受けている状況であること。
 - (4) 被災世帯員が、国民年金の保険料の減免または国民健康保険の保険料の減免及び徴収猶予の適用を受けている状況であること。
 - (5) 被災世帯員が、生活福祉金の貸付を受けていること。

- 3 学業成績について、中学校における第3学年前期の全履修科目の評定結果の平均値が、5段階評価で3.5以上であり、在学する中学校長からの推薦が受けられること。平均値については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までの値とする。なお、3学期制実施校の場合、前期を1学期と読み替えるものとし、年度末のみ評定を実施している場合は、前期を前年度と読み替えるものとする。

別表

川崎市高等学校奨学金申請基準（入学支度金）第1項の算式については、以下のとおりとする。

算式 $A + B + C + D$

符合	区分	算定方法	算式
A	生活扶助	生活保護法による保護の基準（以下「生活保護基準」という。）の規定に従い算出した、第1類基準額と第2類基準額を合算して1.2を乗じて得た額及び冬季加算に5を乗じて得た額及び期末一時扶助の額の合計額	$(\text{第1類} + \text{第2類}) \times 1.2 + \text{冬季加算} \times 5 + \text{期末一時扶助}$
B	教育扶助	生活保護基準の規定に従い算出した基準額並びに学習支援費並びに生活保護法による保護の実施要領に定める学級費を合算して1.2を乗じて得た額及び申請年度の給食費月額に1.1を乗じて得た額の合計額	$(\text{基準額} + \text{学習支援費} + \text{学級費}) \times 1.2 + \text{給食費} \times 1.1$
C	住宅扶助	生活保護基準の規定に従い算出した、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額に1.2を乗じて得た額	$\text{住宅扶助費} \times 1.2$
D	生業扶助	生活保護基準の規定に従い算出した、高等学校等就学費のうちの基本額及び学習支援費及び生活保護法による保護の実施要領に定める学級費を合算して1.2を乗じて得た額	$(\text{基準額} + \text{学習支援費} + \text{学級費}) \times 1.2$